



栃木県公報

平成25年
3月11日(月)
号外
第13号

目次

条 例

○栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の 制定	2
○栃木県消費者行政活性化基金条例の一部改正	3
○栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部改正	4
○栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正	4

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の制定（栃木県条例第6号）

栃木県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合における県の回収納付金を受け取る権利の放棄等に関し必要な事項を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「中小企業者等」、「求償権」、「損失補償契約」及び「回収納付金」の意義を定めることとしました。

2 保証協会は、県の回収納付金を受け取る権利に係る求償権の放棄等をしようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならないこととしました。

3 知事は、2の承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができることとしました。（以上第3条関係）

- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (2) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同法に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (3) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定支援機関の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (4) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (5) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定により株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が再生支援の決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画
- (6) (1)から(5)までに掲げる計画に準ずるものとして知事が認める計画

4 知事は、3により求償権の放棄等を承認したときは、これを議会に報告しなければならないこととしました。（第4条関係）

5 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県消費者行政活性化基金条例の一部改正（栃木県条例第7号）

1 県及び市町村が実施する消費生活相談その他の消費者行政の充実を図る事業について、引き続き平成25年度まで実施すること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。（第1条及び附則第2項関係）

2 この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部改正（栃木県条例第8号）

1 栃木県立岡本台病院について心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定入院医療機関として整備するため、病床数を267床にすることとしました。（第3条関係）

2 知事は、病院事業に関する債権について消滅時効の期間が経過したときは、当該債権を放棄することがで

きることにしました。

3 知事は、2により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないことにしました。（以上第5条関係）

4 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1は、規則で定める日から施行することとしました。

◇**栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正**（栃木県条例第9号）

1 地域における自殺対策を緊急に強化する事業について、引き続き平成25年度まで実施すること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。（第1条及び附則第2項関係）

2 この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

条 例

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六号

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、栃木県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合における県の回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する必要な事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。

二 求償権 保証協会が信用保証協会法第二十条第一項第一号に規定する債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）の履行により取得した中小企業者等に対する債権をいう。

三 損失補償契約 県と保証協会との間において締結した契約であつて、保証債務の履行により保証協会に生じた損失の全部又は一部について県が補償することを定めたものをいう。

四 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使して回収金を取得した場合において、当該回収金のうち損失補償契約に基づき県に納付しなければならないものをいう。

（求償権の放棄等の承認）

第三条 保証協会は、県の回収納付金を受け取る権利に係る求償権の全部若しくは一部の放棄

若しくは不等価譲渡（当該求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）又は劣後債権への転換（以下「求償権の放棄等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づきものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第二十四項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第二十五項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

三 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項に規定する認定支援機関の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

四 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項の規定により株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が再生支援の決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画

六 前各号に掲げる計画に準ずるものとして知事が認める計画

（議会への報告）

第四条 知事は、前条第二項の規定により求償権の放棄等を承認したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（経営支援課）

栃木県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第七号

栃木県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

栃木県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年栃木県条例第三号）の一部を次のように改

正する。

第一条中「及び住民生活に光をそそぐ交付金」を削る。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(くらし安全安心課)

栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第八号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表栃木県立岡本台病院の項病床数の欄中「二百四十九床」を「二百六十七床」に改める。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(債権の放棄等)

第五条 知事は、前条ただし書の規定によるほか、病院事業に関する債権について消滅時効の期間が経過したときは、当該債権を放棄することができる。

2 知事は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(医事厚生課)

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第九号

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年栃木県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び住民生活に光をそとぐ交付金」を削る。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(障害福祉課)